



平成 28 年 2 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 I B J
代表者名 代表取締役社長 石坂 茂
(コード番号：6071)
問合せ先 取締役 桑原 元就
(電話：03-5324-5660)

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 12 日開催の取締役会において、平成 28 年 3 月 28 日開催予定の当社第 10 期定時株主総会に下記のとおり定款の変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）の施行に伴い責任限定契約を締結できる会社役員を業務執行取締役等ではない取締役・監査役にするため、また、取締役会が法令に定める範囲内で、取締役・監査役の責任を免除することができるようにするため、現行定款第 29 条（取締役の責任免除）及び第 39 条（監査役の責任免除）の一部を変更するものです。なお、定款第 39 条の変更に関する議案を第 10 期定時株主総会に提出することにつきましては、各監査役の同意を得ています。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～18. (記載省略)</p> <p>19. <u>各種保険代理業</u> (新設) (新設) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～18. (現行のとおり) (削除)</p> <p>19. <u>生命保険の募集に関する業務</u></p> <p>20. <u>損害保険の代理業</u></p> <p>21. <u>生命保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋及び支援</u></p> <p>22. <u>損害保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋及び支援</u></p> <p>23. <u>少額短期保険の募集、契約締結の代理及び媒介に関する業務</u></p>

<p>20. 旅行業代理店業 21. 旅行業法に基づく旅行業 22. 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>-----</p> <p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、10 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>-----</p> <p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第 39 条 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、10 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>24. 旅行業代理店業 25. 旅行業法に基づく旅行業 26. 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>-----</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当社は、<u>取締役会の決議（会社法第 426 条第 1 項の規定に基づく決議をいう）</u>によって、<u>法令に定める範囲内で、取締役の責任を免除することができる。</u>当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く）</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、10 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>-----</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 39 条 当社は、<u>取締役会の決議（会社法第 426 条第 1 項の規定に基づく決議をいう）</u>によって、<u>法令に定める範囲内で、監査役の責任を免除することができる。</u>当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、10 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>
--	--

(注) 変更箇所を下線を付しております。

3. 今後の予定

定款変更のための定時株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 28 年 3 月 28 日
平成 28 年 3 月 28 日

以上